**【算定結果概要（令和４年11月　仮係数】**

市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 所得割 | 均等割 | 平等割 | 賦課限度額 |
| 医療分 | ９．６２％ | ３５，００４円 | ３５，３０８円 | ６５万円 |
| 後期分 | ３．０７％ | １０，８４３円 | １０，９３７円 | ２０万円 |
| 介護分 | ２．６３％ | １９，３０９円 | ０円 | １７万円 |

（参考：令和４年度）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 所得割 | 均等割 | 平等割 | 賦課限度額 |
| 医療分 | ８．７１％ | ３１，８５４円 | ３２，１０５円 | ６３万円 |
| 後期分 | ２．６６％ | ９，４２６円 | ９，５００円 | １９万円 |
| 介護分 | ２．４８％ | １８，３０６円 | ０円 | １７万円 |

令和４年11月

健康医療部健康推進室国民健康保険課

令和５年度国保「市町村標準保険料率」の仮算定結果について（概要）

【算定の前提】

　○　国から示された仮係数に基づき、算出した令和５年度保険料率である。

【主な算定条件（概要）】

　○　府内全体で必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数

に応じて按分

○　統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない

○　保険料算定式

　　　　医療分・後期分：３方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割６：平等割４）

　　　　介護分　　　　：２方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割）

○　平成30年度からの追加公費のうち、普通調整交付金、特別調整交付金（子ども被保険者数及び経営努力分）、保険者努力支援制度（都道府県分）等を算入

　(※保険者努力支援制度（市町村分）等は算入しない)

【主な変動要因（概要）】

○ 算定上の推計被保険者数　約172.1万人

　※　令和５年度における70歳以上被保険者数の減少（団塊の世代の後期高齢者医療制度への　移行）を踏まえて推計

○　算定上の１人あたり費用の増減要因

（増要因）

保険給付費の増（約15,200円）、後期高齢者支援金の増（約8,700円）

普通調整交付金の減（約3,800円）

（減要因）

　前期高齢者交付金の増（約6,400円）、後期高齢者支援金国庫負担金の増（約2,800円）

　療養給付費等負担金の増（約2,600円）

【参考】　＜都道府県標準保険料率＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 医療分 | | 支援金分 | | 介護分 | |
| 所得割 | 均等割 | 所得割 | 均等割 | 所得割 | 均等割 |
| 9.70% | 58,341円 | 3.10% | 18,071円 | 2.64% | 19,309円 |

※都道府県標準保険料率とは、全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県比較を行うもの（2方式（所得割、均等割）で算出）。

【仮算定における保険料抑制のための工夫】

* 都道府県の保険者努力支援制度交付額を活用（約23億円）
* 予防・健康づくり支援交付金（事業費連動分）獲得による調整財源活用（約12.2億円）
* 都道府県繰入金（経過措置振替分）の活用（10億円）